

令和 7（2025）年度 全特連「研修・研究活動支援事業」募集要項

1. 趣旨

本事業は、本連盟の目的である「特別な教育的支援を必要とする、知的障害等発達障害のある幼児・児童・生徒の教育の発展と、実践研究の推進に寄与する」に則り、本連盟に加盟する都道府県市の特別支援教育研究会等の団体会員（以下、「加盟団体」）及び加盟団体に属する教員を対象とし、自主的・主体的な研修・研究活動を支援するものです。申請方式により一団体につき上限 20 万円の範囲内で活動費の助成を行います。

2. 助成の対象

（1）対象となる団体等

令和 7 年 1 月 1 日を基準日として、本連盟に加盟する「①加盟団体」及び「②加盟団体に属する教員グループ」とします。後者の「②加盟団体に属する教員グループ」については、10 名以上のグループを対象とします。なお、②の場合であっても、本事業への申請手続きは、加盟団体の事務局を通じて行ってください。

（2）対象となる活動

本会が掲げる目的に沿う自主的・主体的な研修・研究活動であり、かつ、次の各事項に全て該当する活動に対して助成を行います。

- ア 令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日の期間内に実施される活動
- イ 他団体から助成金を受けていない活動
- ウ 特別支援教育の充実・発展の観点からふさわしいと認められる活動

3. 助成金

令和 7 年度は、一団体につき 20 万円を上限に、総額 60 万円の助成を行います。

※申請団体数、申請総額、活動内容等を考慮し、最終的に本連盟が助成額を決定。

※申請団体数とその活動内容によっては、減額して助成することもある。

※申請は一団体につき一事業とします。また、同一団体への助成は連続 3 回までを上限とします。

4. 対象経費

（1）助成対象経費

ア 謝金等	研修等開催のための外部講師への謝礼（交通費含む）、手話通訳謝礼等 ※団体の構成員に対する謝礼は含まれません
イ 印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の作成費・印刷費、コピー代など
ウ 使用料	会場使用料、機材使用料など

エ 消耗品費	事務用品、教材・教具、材料、書籍・資料等の消耗品購入費（一品あたりの上限5,000円）
オ 通信運搬費	切手、ハガキ、郵送料等（電話代及びネット使用料は除く）
カ その他	本連盟が活動実施に必要と認めるもの

(2) 助成対象とならない経費

ア 人件費	
イ 交通費	活動に伴う自家用車・電車・バス代
ウ 飲食代等	個人の利益に資する資格取得も含む
エ その他	申請する活動に直接関わる理由付けのない経費。領収書やレシート等により支払いが明確にできない経費。社会通念上、適切でない経費

5. スケジュールと手続き

【令和6年度】			
		1月	3月
		令和7年度事業 申請期間(3月末まで)	
【令和7年度】			
4月		2月	3月
決定通知と振込(5月末まで)		活動終了(2月末まで)	報告書や決算書の提出(3月末まで)

本事業への申請から終了後の報告に至る手続きは、原則として、加盟団体の事務局を通じて行ってください。

6. 申請期間及び申請先

- (1) 申請期間：令和7年1月1日～令和7年3月末日まで
- (2) 申請先：全日本特別支援教育研究連盟「研修・研究活動支援事業」係
〒114-0015 東京都北区中里 1-9-10 パレドール六義園北 402
メール：zentokuren@nifty.com

7. 申請に関する提出書類

- (1) 助成交付申請書 (様式1)
 - (2) 活動計画書 (様式2)
 - (3) 収支予算書 (様式3)
- ※団体やグループの活動がわかる資料（パンフレット等も含む）があれば添付してください。
- ※各申請書は、全特連のホームページからダウンロードできます。

8. 助成の決定

本連盟事業部において審査を行い、理事会の議を経て理事長が決定します。助成通知および助成金の振り込みは当該年度の5月末までに行います。通知先および振込先は、加盟団体の事務局になります。

9. 支出する際の注意事項

- (1) 購入の際には、必ず領収書又はレシートを受け取ること。
- (2) 領収書の他に、購入物品の詳細（品物名・数）が分かるようにすること。

10. 報告書等の提出

助成を受けた団体等は、令和8年2月末日までに活動を完了し、同年3月末日までに、次の書類を提出してください。なお、これらの書類とは別に、本連盟機関誌やホームページで活動の様子を紹介するための原稿提出を求められる場合があります。

- (1) 活動報告書 (様式4) ※活動中の様子が分かる写真も添付すること。
- (2) 収支決算書 (様式5) ※領収書を添付のこと。

11. 助成金の返還

次の各号に該当するときは、助成金の全部または一部を返還いただくことがあります。

- (1) 助成対象活動を実施せず、または実施する見込みがないと認められたとき
- (2) 助成対象活動を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 本要項の規定に違反したとき

12. 情報の取り扱いについて

申込書に記入された情報は厳重に管理し、本助成事業のみに使用いたします。採択された場合、本連盟のホームページや機関誌に活動内容を公表させていただきます。

13. 本事業の問合せ先

全日本特別支援教育研究連盟事務局

電話 03-3822-1606 メール zentokuren@nifty.com

【参考】「研修・研究活動支援事業」審査基準

- ・採否審査は、全特連事業部が原案を作成し、理事長が決定する。
- ・主に、次の視点をもって審査を行う。新規事業を優先する。
 - (1) 特別支援教育の充実・発展に寄与するものであるか。
 - (2) 実践研究の推進や活性化に寄与するものであるか。
 - (3) 教員による自主的・主体的活動であるか。
 - (4) 活動は、より多くの教員に寄与するものであるか。参加人数等も含む。
 - (5) 活動計画に無理がなく、着実に実施されることが見込まれるか（講師や会場の手配が可能かなど）。
 - (6) 適正な収支計画であるか、助成金の使途は適切か。